

公益財団法人川崎市産業振興財団 公的研究費の不正使用等への対応に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）の研究開発の信頼性と公正性を高めることを目的とし、財団における公的研究費の不正使用等への対応を定めるものとする。

(対象となる研究者)

第2条 本要綱の対象となる研究者は、ナノ医療イノベーションセンター（以下「センター」という。）の研究に携わる者（職種・勤務形態の如何を問わない。）であって、実際に研究に従事するすべての研究者とする（以下「研究者等」という。）

(対象となる公的研究費)

第3条 本要綱の対象となる「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人及び同省以外の省庁又は同省以外の省庁が所管する独立行政法人、又は地方公共団体及び地方公共団体が所管する団体（以下「国等」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金であり、公的研究費により財団において行われる研究計画の申請、研究の実施及びその成果の発表・報告、研究に係る事務など研究活動のすべての行為と結果を含むものとする。

また、民間からの研究活動への助成金又は寄付金その他の研究に係わる資金についてもこの要綱に準じて処理するものとする。

2 公的研究費の「不正使用」とは、故意又は重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用或いは競争的資金等の交付の決定の内容や付された条件に違反した使用を言う。

(管理統括者)

第4条 公的研究費の不正使用の防止等に関する管理統括者はナノ医療イノベーションセンター長とする。管理統括者は公的研究費の不正使用が行われ、又はその恐れがある場合には、関係者と連携して厳正かつ適切に対応するものとする。

(受付窓口)

第5条 公的研究費の不正使用に関する相談、調査の依頼又は告発（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を、センター管理部に置く。

2 管理統括者は、前項のほか、必要に応じて、財団外に受付窓口を置くことができる。

(処理体制の周知等)

第6条 管理統括者は、受付窓口、告発等に関する相談方法その他必要な事項を研究者等及び財団外に周知させるため、公表する。

(告発等の方法)

第7条 告発等は、電話、書面（ファックス、電子メールを含む。）又は面談により行うものとする。

2 前項の告発等は、原則として顕名（実名）によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1)不正使用を行ったとする研究者等又は所属グループ・チーム等の氏名又は名称

(2)不正使用の具体的内容

(3)不正使用の内容が不正である合理的理由

3 匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。

(告発等の取扱い)

第8条 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに管理統括者、事務局長、専務理事、及び理事長に報告する。書面による告発等の場合は、告発等を受け付けた旨を、当該告発等を行った者（匿名の場合を除く。ただし、調査結果が出る前に匿名で告発等を行ったものの氏名が判明した後は顕名（実名）による場合に準じて取り扱う。以下「告発者」という。）に対しても通知するものとする。

2 前項の場合において、受付窓口は、当該告発者に対し、更に詳しい情報の提供又は当該告発等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

3 受付窓口は、当該告発等の対象に財団外の他の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該告発等を回付する。

4 前2条に定めるもののほか、報道により若しくは学会、他機関から不正行為の疑いが指摘された場合又は不正使用の疑いがインターネット上に掲載されている（不正使用を行ったとする研究者等・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、管理統括者は第7条の告発等があったものに準じた取扱いをすることができる。

(受付窓口の担当者等の義務)

第9条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

(公的研究費の不正使用への対応及び措置)

第10条 管理統括者は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。告発の意思表示がなされない場合であっても、管理統括者は、必要と認められた場合、予備調査を実施することができる。

2 管理統括者は、不正使用が行われようとしている又は不正使用を求められているという告発等については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、告発等で公的研究費の不正使用の疑義を受けた者（以下「被告発者」という。）に警告を発することができる。ただし、被告発者が他機関に所属する者である場合、当該他機関に事案を通知等することができる。他機関に所属する被告発者に対して財団が警告を行ったときは、当該他機関に警告の内容等について通知する。

(予備調査の実施)

第11条 管理統括者は、予備調査が必要であると決定したときは、公的研究費の不正使用の疑義が生じている研究分野における財団内の専門家等の協力を得て、次の各号に掲げる事項について、予備調査を実施するものとする。

- (1) 告発等がされた不正使用が行われた可能性と事実確認
- (2) 告発等の際に示された合理性のある理由・論理性
- (3) その他、必要と認める事項

2 管理統括者は、予備調査を第13条に規定する調査委員会に当たらせることができる。

3 管理統括者は、第1項の予備調査終了後、速やかに予備調査の結果を理事長に報告するものとする。

(本調査の実施)

第12条 理事長は、当該予備調査の有無にかかわらず、告発等を受け付けた日から30日以内に、当該告発等の内容の合理性を確認し、本調査の要否を判断するものとする。

2 理事長は、本調査の実施が必要と認められた場合、告発者及び被告発者に対し、当該告発等を受け付けた日から起算して30日以内に本調査を行うことを通知するものとする。

3 理事長は、当該事案に係る資金を配分した機関（以下「配分機関」という。また、配分機関の資金による研究を、以下「配分機関に係る研究」という。）に対して、当該本調査の要否を、告発等を受け付けた日から起算して30日以内に報告するものとする。また、当該本調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関並びに報告が義務付けられた省庁及び自治体に報告し、協議するものとする。

- 4 告発者及び被告発者は、第2項の本調査の実施の通知を受けたときは、調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 理事長は、本調査を実施しないと決定した場合は、理由を付して告発者に通知する。この場合、予備調査の結果を、配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 6 理事長は、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう十分配慮する。

(調査委員会の設置)

第13条 理事長は、本調査の実施の通知後、速やかに外部専門家を含めた財団公的資金不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干人によって構成する。
- 3 調査委員の任命及び職務等
 - (1) 理事長は、財団、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから委員長、副委員長及び委員を任命する。
 - (2) 調査委員は、半数以上が外部専門家で構成することとする。
 - (3) 委員長は、会務を掌握する。
 - (4) 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 告発者及び被告発者は、調査委員について、通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。
- 6 理事長は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 7 理事長は、当該異議申立てを却下するときは、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。
- 8 調査委員会の事務は、産業支援部が行う。

(調査時の措置)

第14条 理事長は、調査に必要な資料を保全するため必要な措置を指示又は要請することができる。

(研究者等の業務遂行手段の確保)

第15条 理事長は、被告発者以外の研究者等の業務遂行手段を確保するために、関係各部署に必要な措置を要請するものとする。また、閉鎖研究室において試料等の保全を必要とする場合も同様とする。

(調査委員会による調査)

第16条 調査委員会による調査は、原則として、本調査の実施決定後30日以内に開始する。

- 2 調査委員会による調査項目には、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を含めるものとし、告発等において指摘された当該研究費に係る予算執行書類その他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、追加資料の提出を求め、これに基づき調査等を行うものとする。
- 3 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするものとする。
- 4 被告発者は、調査委員会の調査において、告発等に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該公的研究費が合理的に適正な方法と手続に則って行われたことなどの事実関係を説明しなければならない。
- 5 調査委員会は、第2項の調査等の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 6 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 7 第2項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被告発者の他の研究費を調査の対象とすることができる。
- 8 調査委員会は、第2項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
- 9 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（告発者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮する。

(不正使用か否かの認定)

第17条 調査委員会は、被告発者の説明及び調査によって得られた、証拠書類(電子媒体を含む)、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行わなければならない。また、当該認定の内容には、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を含むものとする。

- 2 被告発者は、調査委員会での説明及びその他の証拠によって、不正使用であるとの疑い

を晴らすことができないときは、不正使用と認定される。

(調査結果の通知及び報告)

第18条 調査委員会は、特段の事情がない限り本調査の開始後150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、当該調査の結果をまとめ、理事長に報告するものとする。

(1) 不正使用が行われた否か

(2) 不正使用が行われたと認定したときは、その内容、不正使用に関与した者とその場合、不正使用と認定された公的研究費の名称及び配分機関

(3) 不正使用が行われなかったと認定したときは、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か。

2 前項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、第1項の報告を受けた時は、速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

4 理事長は、配分機関並びに報告が義務付けられた省庁及び自治体に対し、報告をするものとする。当該報告書の内容には、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」の「参考資料2（報告書に盛り込むべき事項）」の内容を含めるものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

5 理事長は前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の要求に応じるものとする。

6 調査委員会は、悪意に基づく告発と認定した場合は、告発者の所属機関へも通知するものとする。

(不服申立て)

第19条 被告発者は、理事長が通知した調査に関わる決定及び開示した調査結果に対し、不服があるときは、それぞれ通知を受領した日及び調査結果を開示した日から起算して10日以内に、理事長に対して、理由を付した上で不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくと認定された告発者は、理事長が通知した調査に関わる決定及び調査委員会が開示した調査結果に対し、不服があるときは、それぞれ通知を受領した日及

び調査結果を開示した日から起算して10日以内において、具体的な根拠、理由等を明示した書面により理事長に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 3 理事長は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知する。
- 4 理事長は、第2項の不服申立てを受けたときは、その旨を被告発者に通知する。
- 5 理事長は、第1項及び第2項の不服申立について、当該資金配分機関等に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査等)

第20条 理事長は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において理事長が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに理事長に報告する。
- 3 理事長は、被告発者及び告発者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行うと決定したときは、不服申立て者に対し、第18条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、不服申立て者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から50日（前条第2項の不服申立の場合にあつては30日）以内に、調査結果を理事長に報告する。
- 5 第18条各項の規定は、前項の調査結果の報告に準用する。

(調査結果の公表等)

第21条 理事長は、第18条又は第20条第4項の調査委員会の調査結果の報告（以下、「調査結果の報告」という。）において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 管理統括者又は理事長が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他、必要と認める事項
- 2 理事長は、調査結果の報告において、不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合

は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正使用は行われていないこと、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

- 3 理事長は、調査結果の報告において、当該告発等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、前項の他、告発者の所属及び氏名を公表する。
- 4 前3項の場合において、調査結果に基づく公表を行うときは、第19条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

(研究活動の不正行為が認定された場合の対応措置)

第22条 理事長は、第18条又は第20条第4項の調査委員会の調査結果において、不正行為が行われたとの報告があったときは、第21条の公表に加え、公的研究費の不正使用の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）及びその者の管理監督者に対して、次の措置及び処分を講ずるものとする。

- (1) 不正使用を行った者に対する財団の規定に基づく処分を講ずる。
- (2) 被認定者には、理事長の指示する日以後、禁止が解除されるまでの間、研究機器等の維持以外の研究費の使用を禁止する。
- (3) 被認定者には、既に使用した研究費（間接経費若しくは管理費を含む）について、その全部又は一部を返還させる。返還額については、不正使用と認定した金額とする。
- (4) 被認定者には、理事長の指示する日以後、禁止が解除されるまでの期間は、研究を禁止する。
- (5) 被認定者に対しては、国等の公的研究費制度が定める各種要綱、要領、細則等に従い、就業規則第44条に基づき理事長が懲戒処分を行うものとする。懲戒の適用者及び方法については財団職員懲戒処分基準等細則による。
- (6) 当該不正認定者の管理監督者に管理責任があると認められるときは、前号と同様、就業規則第44条に基づき理事長が懲戒処分を行うものとする。
- (7) 理事長は、当該不正使用が法令に違反すると判断される場合は、法令に基づく告発をすることができる。

(公的研究費の不正使用が認定されなかった場合の対応措置)

第23条 理事長は、第18条又は第20条第4項の調査結果の報告において、被告発者の研究に公的研究費の不正使用の事実がないと認めたときは、第21条第2項ただし書きの規定による公表の他、関係各部署に次の各号に示す必要な措置を要請する。

- (1) 公的研究費の不正使用に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除

- (2) すべての調査関係者へ被告発者の公的研究費の使用が適正であることの通知
- (3) 被告発者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復に係る措置（必要に応じて公表も含む。）
- (4) 被告発者への精神面も含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

（不利益取扱いの禁止）

第24条 財団は、公的研究費の不正使用に関し受付窓口で告発等したことを理由として、当該告発者又相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、告発等に関して、告発者に悪意が認められる場合は、この限りではない。

- 2 財団は、告発等があったことを理由として、当該告発等の対象となった者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（情報漏えいの防止）

第25条 財団は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。

- 2 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（留意事項）

第26条 財団は、被告発者以外の研究者等について、調査開始後速やかに精神面も含む可能な限りの支援を行う。

- 2 財団は、公的研究費の不正使用への対応及び措置に関し、調査協力者等が不利益を受けることのないよう十分に配慮するものとする。
- 3 財団は、予備調査結果を含め、調査結果において十分な根拠がない場合に研究者等を陥れることを目的とした行為があったときは、それを研究妨害とみなし、当該行為者に対し、必要な措置を講じる。
- 4 財団の役員及び監事並びに就業規則第2条の職員及び第3条第1項の職員は、公的研究費の不正使用の調査について協力しなければならない。

（その他の事項）

第27条 本要綱に定めのない事項等が生じた場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）

文部科学大臣決定」に基づき、対応を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。